



（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 6月25日

堺市長 殿



提出者
住 所 大阪府堺市西区築港浜寺町 1 番地

氏 名 ENEOS株式会社 堺製油所
所 長 鈴木 隆

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 072 - 269 - 2206

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ENEOS株式会社 堺製油所
事業場の所在地	大阪府堺市西区築港浜寺町 1 番地
計画期間	2024年 4月 1日 から 2025年 3月 31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	17 石油製品・石炭製品製造業
②事業の規模	73,591,339万円
③従業員数	430名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

社内要領「産業廃棄物処理要領」にて次のとおり管理体制を規程している

- 1) 管理責任者＝産廃処理の計画・契約依頼・実施・報告
 ・工事による排出物(定期整備, 検査, 保全等を含む) : 工務グループマネージャー
 ・製油技術課の指示で入れ替える触媒、ケミカル等 : 製油技術グループマネージャー
 ・上記以外の一般の場合 : 工事担当グループマネージャー
 ・定期的に排出される廃棄物 : 排出区域担当グループマネージャー
 ・感染性廃棄物 : 産業医
 ・一般廃棄物 : 総務グループマネージャー
- 2) 行政対応＝報告・届出・立ち入り対応 : 環境安全グループマネージャー
- 3) 産廃処理の流れ＝計画立案から報告まで : 管理責任者

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②汚泥（有機性汚泥）
	排出量	2359.61 t	223.56 t
	（これまでに実施した取組） 設備の整備、タンクの開放検査時等の油分の回収を継続して実施し、発生量の削減を図っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②汚泥（有機性汚泥）
	排出量	1668.90 t	710.00 t
	（今後実施する予定の取組） 現状の取組を継続する。 今年度は定期修理工事が予定されていることから、昨年に比べ産業廃棄物の排出量増加が予測される。 定期修理工事で発生する廃棄物については排出抑制は困難であるが、再資源化を図る等、個別の案件ごとに削減を目指す。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 種々の産業廃棄物の分別回収を推進している
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状の取組を継続する。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

③汚泥（無機性汚泥）	④廃油	⑤廃アルカリ	⑥廃プラスチック類
72.56 t	739.03 t	53.38 t	1021.08 t

②計画

③廃油	④廃アルカリ	⑤廃プラスチック類	⑥金属くず
41.20 t	1.20 t	79.60 t	61.00 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

⑦木くず	⑧金属くず	⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	⑩がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）
57.20 t	68.19 t	545.99 t	32.78 t

②計画

⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	⑧がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	⑨安定型混合廃棄物	⑩安定型混合廃棄物
188.00 t	1.00 t	15.00 t	35.00 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

⑪安定型混合廃棄物	⑫管理型混合廃棄物	⑬ガラスくず、プラスチックくず及び陶磁器くず（アスベスト含有）	⑭蛍光灯
14.54 t	39.55 t	0.15 t	0.51 t

②計画

⑪蛍光灯			
1.00 t	t	t	t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	0 t	0 t	0 t

t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 現状、実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後の計画について予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後の計画について予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 現状、実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後の計画について予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②汚泥（有機性汚泥）
	全 処 理 委 託 量	2359.61 t	223.56 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	2175.75 t	223.56 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	481.31 t	223.56 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 再生利用業者である事 及び 優良産廃処理業者認定制度に基 づく評価を参考に、現地確認を実施の上、産業廃棄物委託契約 を締結してきている。 また、契約締結後も定期的に現地確認を実施している。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

③汚泥（無機性汚泥）	④廃油	⑤廃アルカリ	⑥廃プラスチック類
72.56 t	739.03 t	53.38 t	1021.08 t
57.27 t	204.52 t	53.38 t	0.54 t
72.56 t	248.97 t	0.00 t	1016.58 t
t	t	t	t
t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

⑦木くず	⑧金属くず	⑨ガラスくず、コンクリ	⑩がれき類（工作物の 新築、改築又は除去に
57.20 t	68.19 t	545.99 t	32.78 t
57.20 t	68.19 t	545.99 t	32.78 t
57.20 t	55.60 t	545.99 t	32.78 t
t	t	t	t
t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

⑪安定型混合廃棄物	⑫管理型混合廃棄物	⑬ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器	⑭蛍光灯
14.54 t	39.55 t	0.15 t	0.51 t
14.54 t	39.55 t	0.15 t	0.51 t
0.00 t	30.97 t	0.00 t	0.51 t
t	t	t	t
t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

t	0 t	0 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②汚泥（有機性汚泥）
	全処理委託量	1668.90 t	710.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1538.89 t	710.00 t
	再生利用業者への処理委託量	340.46 t	710.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 現状の取組を継続、推進する。		
※事務処理欄			

②計画

③廃油	④廃アルカリ	⑤廃プラスチック類	⑥金属くず
41.20 t	1.20 t	79.60 t	61.00 t
11.40 t	1.20 t	0.04 t	61.00 t
13.88 t	0.00 t	79.25 t	49.74 t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	⑧がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	⑨安定型混合廃棄物	⑩安定型混合廃棄物
188.00 t	1.00 t	15.00 t	35.00 t
188.00 t	1.00 t	15.00 t	35.00 t
188.00 t	1.00 t	15.00 t	35.00 t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

⑪蛍光灯			
1.00 t	t	t	t
1.00 t	t	t	t
1.00 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。